



水道料金と下水道使用料を一括請求します

水道局と市役所で隔月交互に請求していた水道料金と下水道使用料（農業集落排水施設使用料を含む）を10月から一括して請求します。

《一括請求の開始時期》

開始時期は下の表のとおり地域によって異なりますのでご注意ください。

◎ **A 地区**：水道料金が偶数月，下水道使用料が奇数月に請求されている地域
（小野田南部，山陽 A）

請求種目	平成 23 年					平成 24 年
	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月
水道料金	★ 6-7 月分	請求なし	☆ 8-9 月分	請求なし	☆ 10-11 月分	請求なし
下水道使用料	請求なし	★ 6-7 月分				

◎ **B 地区**：水道料金が奇数月，下水道使用料が偶数月に請求されている地域
（小野田北部，山陽 B）

請求種目	平成 23 年					平成 24 年
	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月
水道料金	請求なし	★ 7-8 月分	請求なし	☆ 9-10 月分	請求なし	☆ 11-12 月分
下水道使用料	★ 5-6 月分	請求なし	★ 7-8 月分			

★：水道料金と下水道使用料を別々に請求

☆：水道料金と下水道使用料を一括して請求

■ 請求・徴収業務等は水道局が行います

今回の一括請求の開始に伴い，請求・徴収業務は水道局が行うことになります。口座振替または納入通知書（右写真）で納めてください。

☐ 水道の使用水量，料金をお知らせします

☐ 下水道・農業集落排水施設の別，使用水量，使用料をお知らせします

☐ 合計金額をお知らせします

今回の変更は，これまで別々に徴収していた水道料金と下水道使用料を，同時に徴収するようにしたもので，使用者に新たな負担が生じるものではありません。

※下水道または農業集落排水施設に家庭からの排水が接続されていない家庭には，下水道使用料の請求はありません。

● 問い合わせ先

水道局（☎83・5725）
下水道課（☎82・1164）